

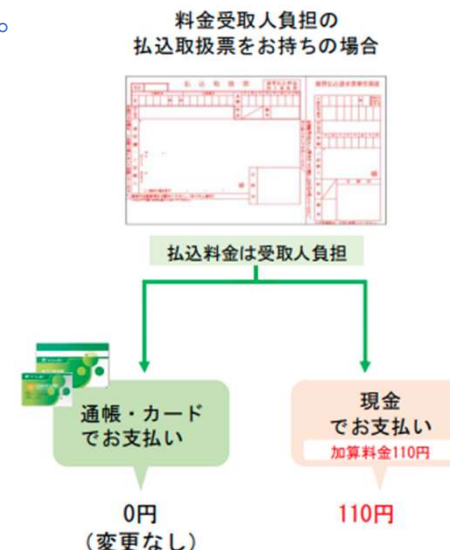
## ゆうちょ銀行からの払込み時の料金新設・改定について

令和4年1月17日より、ゆうちょ銀行からの払込み時の料金が改定されます。これによって、現金（証券・小切手・証書等を含む）で払込みされる場合、払込みされるお客様（振込人）に対して1件ごとに110円の料金が加算されますので、ご注意ください。

※ゆうちょ銀行の通帳またはキャッシュカードを利用して口座からお支払いの場合は料金に変更はありません。

【ゆうちょ銀行専用 払込票を使用した場合の料金】

|                | 通帳・キャッシュカードでの払込み | 現金での払込み |
|----------------|------------------|---------|
| 従来からの払込み料金     | 0円               | 0円      |
| 令和4年1月17日新設の料金 | 0円               | 110円    |
| 合計             | 0円               | 110円    |



### よくあるご質問 (Q&A)

Q1. 対象となるのはどの補償制度ですか？

A1. すべての補償制度が対象となります。  
※今回のゆうちょ銀行の料金の新設・改定は全社協の補償制度だけを対象にしているものではなく、すべての払込みを対象にしているものです。

Q2. ゆうちょ銀行専用の払込票は使用できなくなりますか？

A2. ゆうちょ銀行専用の払込票は引き続き、ご利用いただくことができます。ただし、その場合でも現金で払込みされる場合は110円の料金が必要となります。（振込人負担）

Q3. ゆうちょ銀行専用の払込票はATMでも使用できますか？

A3. ゆうちょ銀行の店舗に設置されているATM（一部機種を除く）では、ご利用いただくことができます。  
※他の金融機関やコンビニ等のATMではご利用できません。

詳細につきましては日本郵政グループ「PRESS RELEASE」(<https://www.jp-bank.japanpost.jp/aboutus/press/2021/pdf/pr210702.pdf>)をご参照ください。

<取扱代理店>  
株式会社福祉保険サービス  
〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763 (受付時間:平日9:30~17:30)

<引受保険会社>  
損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154 (受付時間:平日9:00~17:00)